



## 対等な関係で働きたい!!

「働く」といった時、多くの人は誰かに雇われて働いています。「雇われる」ためには雇い主が求める労働能力が求められます。その状況では労働能力が相対的に低い人や、労働市場で評価されない場合には雇われることが難しく、働くことが難しくなります。雇う側と雇われる側は対等な関係とは言えないでしょう。労働から排除されている人たちがこの社会で働くことができる形態はないのでしょうか。労働能力が低いとされる人だけを集めて働く福祉的就労ではとても生活できる金銭を得ることはできません。そこで、ひとりひとりが組合員として「出資」「経営」「労働」し、就労困難者が30%以上を占めるイタリアの社会的協同組合（B型）は大変参考になります。全員が対等な関係のもとで働く仕組みで、働く人による協同組合のひとつの形態です。働く人による協同組合は日本ではなじみのない働き方かもしれませんが、2022年10月に労働者協同組合法という法律が施行され注目されています。「対等な関係で働く」ために必要なことは何でしょうか。

→用語の説明を裏面に記載していますのでぜひご覧ください

# 3/16(土) 14:00~17:00

**場所** 熊本県身体障がい者福祉センター 2階会議室  
〒861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-2

地図



### プログラム

- 共同連がめざす「共に働く」 / 共同連代表 斎藤 縣三

### 活動紹介

- 労働者協同組合あるく 理事長 廣野 るみ子 さん
- グリーンコープのワーカーズ・コレクティブ (調整中)

終了後  
交流会を  
行います  
おひとり  
4,000円程度

### 共同連からの労働者協同組合への取り組み

- 企業組合ねっこの輪 (滋賀 大津)  
白杉 滋朗 さん
- わっぱの会 (名古屋) 荻野 直人

会場代 資料印刷代として500円いただきます

### お申込み

二次元コード または  
共同連ホームページから  
申込フォームにアク  
セスしてください



主催

特定非営利活動法人  
**共同連**

お問合せ

くまもと障害者労働センター おれんじ村  
〒861-8039 熊本市東区長嶺南1-5-40  
☎ 096-382-0861



## 共同連とは

1981年に「障害者」「健常者」の平等な関係を求めて活動していた7団体で準備会が開かれ、1984年に「障害者の差別をなくす」「障害者、健常者が対等・平等に生きる関係をつくる」「共に働く場、生活をする場をつくる」ことで社会全体を共に生きる場にする活動をするために結成しました。全国でのネットワークづくりのほか、1995年からの韓国とはじめとした国際交流も行っています。2001年にイタリアの社会的協同組合と出会い、2009年に社会的排除を受ける人々を包摂した働く場として「社会的事業所」を提案、2019年からは社会的協同組合の法制化に向けて活動をしています。共に働く結成以来、毎年全国大会を開催し、全国各地でマラソントークを開催しています。

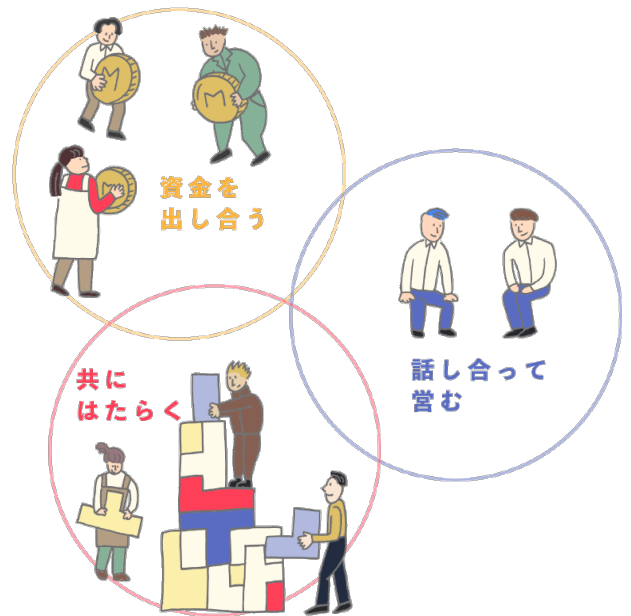


## 労働者協同組合

「雇うー雇われる」という関係ではなく、労働者自身が組合員となって出資、経営、労働を担う働く人による協同組合。欧米などでは制度化されていたが日本では長らく法制化されることはなかったが、2020年12月に労働者協同組合法が国会で成立し、2022年10月から施行されました。

労働者協同組合法では「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織」と定義されています。

詳しくは厚生労働省の特設サイトをご覧ください。



労働者協同組合



## 社会的協同組合(B型)

イタリアで1991年に法制化。「社会的に不利な立場の人たち※」の労働統合を目的とした組織。農業、工業、商業、サービス業など多様な事業を行っている。労働者のの少なくとも30%は社会的に不利な立場の人たちで構成しなければならない。社会的に不利な立場の人たちの報酬に関する社会保障等の組合負担はゼロとするなどの財政優遇がある。精神病院の患者たちが社会的協同組合B型を立ち上げた取り組みを映画化した作品に『人生、ここにあり!』（2008/イタリア）がある。社会的協同組合には他にA型も存在する。

※社会的に不利な立場の人々は「アルコール依存症者、受刑者、元受刑者、身体障害者、精神障害者、感覚障害者、年少者、精神病患者、薬物依存症者、その他社会的排除状態の人たち」と規定されています